

「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」の概要

策定趣旨等

(1) 策定趣旨

- 公共施設等の老朽化の進行
- 人口減少や少子高齢化の進行に伴う利用ニーズの変化
- 厳しい県財政の状況 等

将来にわたる切れ目ないサービス提供のためにも、投資の重点化と限られた財源の有効活用が不可欠

(2) 方針の位置づけ

- 「滋賀県基本構想」「滋賀県行政経営方針」の具体化
- 現在進めているファシリティマネジメント(建築物)・アセットマネジメント(インフラ施設等)の取組の「見える化」

本県の公共施設等全体にわたる基本的な方針を総合的・体系的に取りまとめ

(3) 方針の構成

(4) 方針の期間 平成28年度～平成37年度(10年間)

(5) 対象施設

県が所有・管理する全ての施設(建築物、インフラ施設、公営企業施設)
※県が将来、財政負担を負うことが見込まれる施設(農業水利施設)を含む

- 建築物 (①庁舎等、②学校、③警察施設)
- インフラ施設
(④道路施設、⑤河川管理施設、⑥港湾施設、⑦治水ダム、⑧砂防関係施設、
⑨公園施設、⑩県営住宅、⑪農業水利施設等、⑫治山・林道施設、
⑬交通安全施設、⑭その他施設)
- 公営企業施設
(⑮公営競技事業施設、⑯流域下水道施設、⑰工業用水道事業施設・水道用水供給事業施設、⑱病院)

上位計画

滋賀県基本構想(H27～H30)

滋賀県行政経営方針(H27～H30)

具現化するための方針

基本方針

滋賀県公共施設等マネジメント基本方針

全体の
「見える化」

ファシリティマネジメント(建築物)
※インフラ・公営企業会計に属する建築物は除く

アセットマネジメント
(インフラ・公営企業)

(例) 橋梁長寿命化修繕計画(15m以上)(H23)

琵琶湖流域下水道ストックマネジメントガイドライン(H21)

農業水利施設アセットマネジメント全体計画(H20)

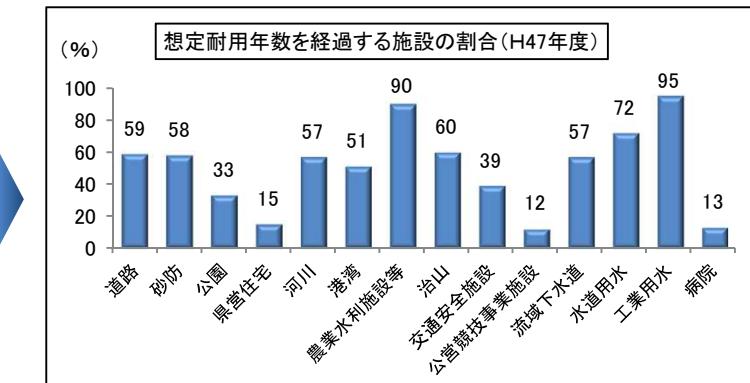
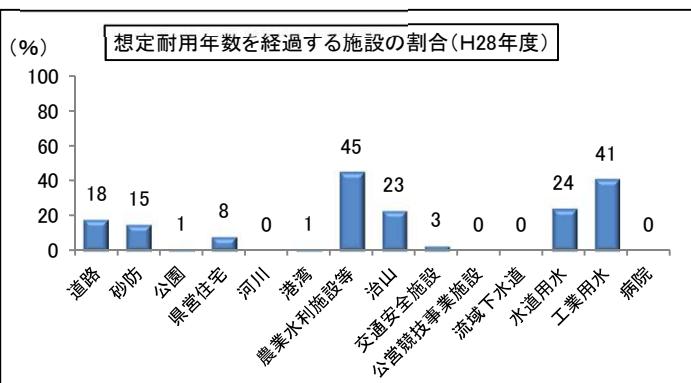
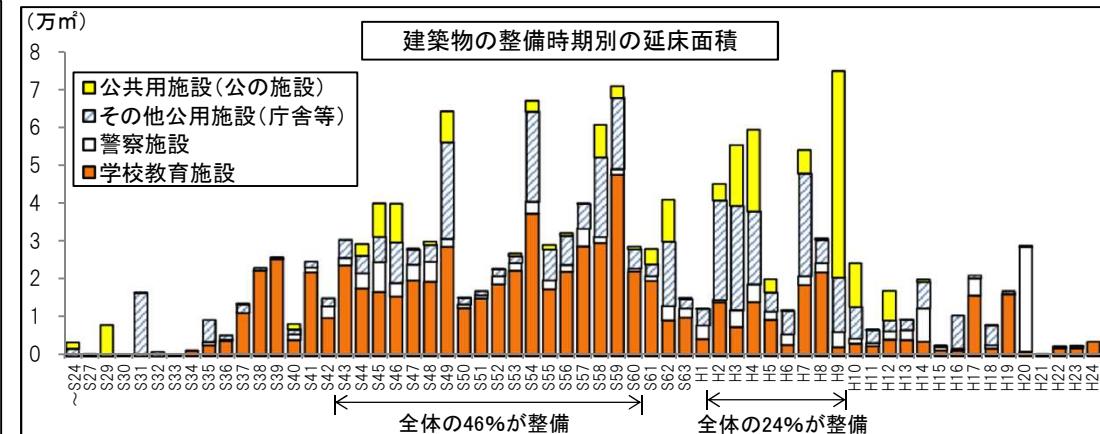
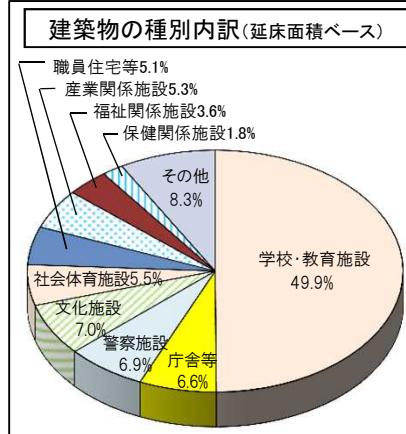
農業水利施設アセットマネジメント中長期計画(H25)

※ 本方針は、H26年4月に総務省から策定要請があった「公共施設等総合管理計画」として策定

1. 公共施設等の現状および将来の見通し

(1) 公共施設等の老朽化の状況

- ①全体規模(H26.3.31現在の貸借対照表より)
 - 資産額は2兆4,898億円で、内訳は、建築物・土地等が4,915億円、インフラ施設が1兆6,215億円、公営企業施設が3,768億円
- ②建築物の状況(公有財産表(平成26年度末現在、県立学校については平成27年度見込み)より)
 - 建物数は約4,100棟、施設数は494施設、延床面積約147万m²
 - 築50年以上の施設の割合(面積ベース)は、現状では10%程度だが、10年後には約30%、20年後には約60%近くまで増加する見込み
- ③インフラ施設・公営企業施設の状況
 - インフラ施設および公営企業施設においても、老朽化が進行しており、今後、想定耐用年数を経過する施設が大幅に増加する見込み

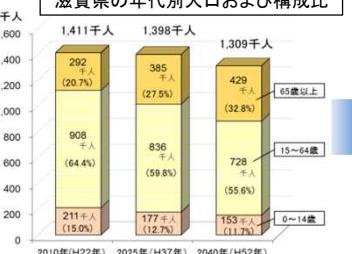


(2) 総人口および年代別人口の今後の見通し

- 本県人口は、H26年10月1日現在の推計人口でマイナスに転じ、人口減少局面に入ったと推測
- 年代別では、年少人口および生産年齢人口が減少し、特に生産年齢人口の割合は、H52年には55.6%まで落ち込む一方、高齢者人口は29.2万人から42.9万人へと30年間で約1.5倍に増加することが見込まれるなど、少子・高齢化の一層の進行が予想
- 「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略(H27年10月策定)」では、将来的な人口を2040年に約137万人、2060年に約128万人(社人研推計では、2040年:約131万人、2060年:約113万人)確保することを目標に高齢化率の低下、人口構造の安定化を目指した取組を推進

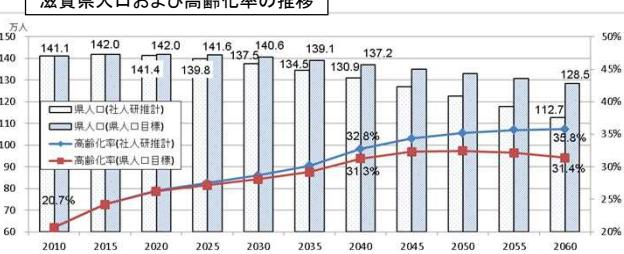
①人口の将来推計

滋賀県の年代別人口および構成比



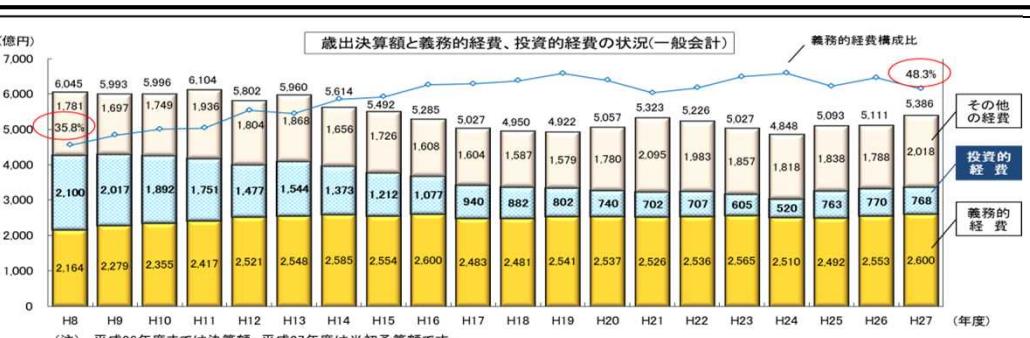
②本県の人口に関する目標

滋賀県人口および高齢化率の推移



(3) 県の財政状況

- 一般会計の歳出規模は、H20年度以降、増加あるいはほぼ横ばいで、H27年度は5,386億円
- いわゆる義務的経費が徐々に増加しており、歳出全体の半分程度を占める。
- 投資的経費は、財政構造改革の取組等により、ピークのH8年度に比べ、4割程度まで減少
- 今後の社会保障関係費の増加や、H36年の国民体育大会開催に向けた財政需要等を踏まえ、「滋賀県行政経営方針」に基づき、引き続き、歳入歳出両面で財政健全化の取組を推進



※ 現存施設における面積を基に作成しており、今後の新築・廃止等に伴う面積の増減は考慮していない。また、保全・更新等の対策を講じないものと仮定して算出。

※ 耐用年数は想定であり、この年数を超えると使用に耐えられないというものではない。

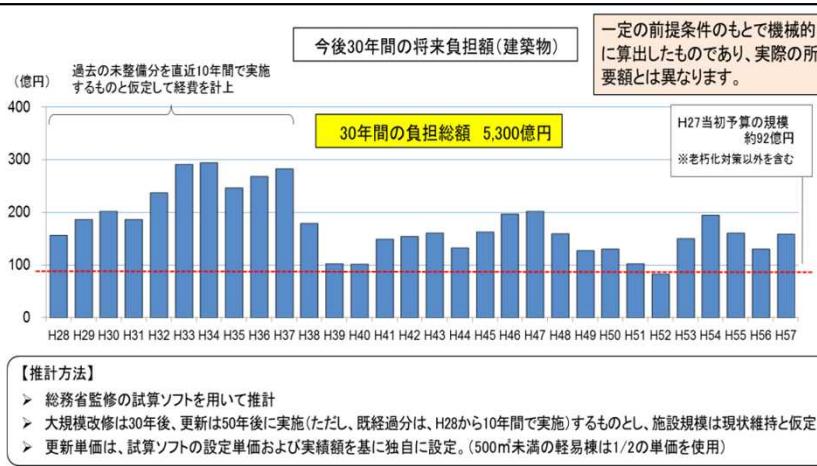
(4) 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費の将来見通し

今後30年間の維持管理・修繕・更新等に係る経費を下記の前提条件のもとで機械的に算出した結果は次のとおり

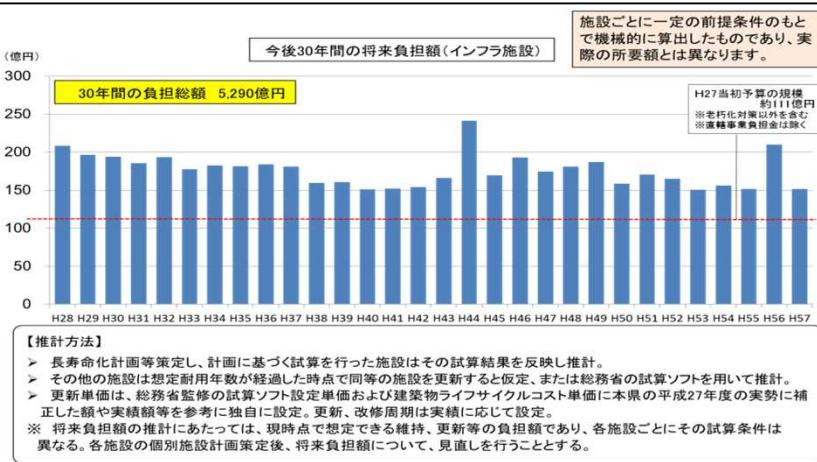
	負担総額(30年間)	単年度平均	(参考)H27当初予算
建築物	5,300億円	177億円	92億円
インフラ施設	5,290億円	176億円	111億円
公営企業施設	5,340億円	178億円	110億円

※金額は、概算事業費を機械的に推計したものであり、実際の所要額とは異なる。
※H27当初予算額は、老朽化対策以外を含む。

建築物



インフラ施設



公営企業施設



2. 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(1) 現状および課題に関する基本認識等

①公共施設等の老朽化の進行への対応

- 県民サービスへの影響 (サービス水準低下等)
- 県財政への影響 (大規模改修・更新等の経費負担増等)
 - ⇒ 計画的な長寿命化対策や更新・改修等によるコストの縮減・平準化、民間活力の活用等を通じた一層のサービス・利便性の向上に努めることが必要

②人口減少をはじめとする社会経済情勢等の変化への対応

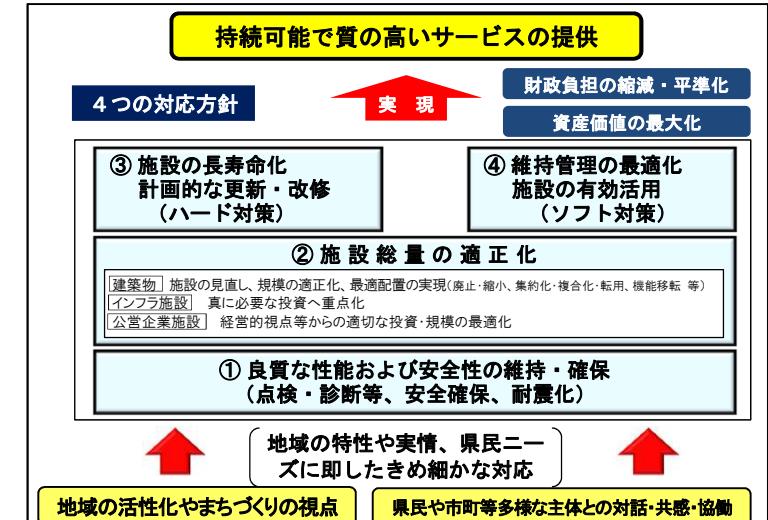
- 施設に対する需要低下、社会インフラ維持の困難化
- 地域経済等の面でも施設が果たす役割は引き続き期待されるが、財政面や効率性を考慮すると、今後の人口減少下において全施設を同規模で維持することは困難
 - ⇒ 県立施設としてのるべき姿を常に意識し、役割を終えたと判断されるもの等については、利用者や地域住民の理解を得ながら、廃止・転用等により施設総量の適正化に努めることが大切
- 環境・エネルギー等の新たな社会的要請への対応や、先導的役割の発揮
 - ⇒ 本県を取り巻く環境変化への柔軟かつ適切な対応が必要

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

■4つの対応方針

- ①良質な性能および安全性の維持・確保
- ②施設総量の適正化
- ③施設の長寿命化、計画的な更新・改修
- ④維持管理の最適化、施設の有効活用

■滋賀県の公共施設等マネジメントの全体像



①良質な性能および安全性の維持・確保

■方針

将来にわたり、施設の効用を最大限発揮し、切れ目なくサービスを提供していくため、良質な性能および安全性の維持・確保を図る。

■共通の取組内容

- 施設の点検・診断等の適切な実施、劣化状況や危険箇所の早期把握・早期対応
- 災害発生時の利用者の安全やライフラインの確保等、必要な機能が十分発揮できるよう、日常の適切な維持管理と、耐震化等の取組の着実な推進
- 「点検・診断等」、「安全確保」、「耐震化」について、具体的方針を明記

分野・施設類型ごとの主な取組内容

項目	分野	概要
点検・診断等	建築物	「県有施設点検マニュアル」に基づく劣化状況等の点検・評価
	インフラ	【道路】法令に基づく近接目視による定期点検の実施(5年に一度)
	公営企業	【県営住宅】点検マニュアルに基づく定期点検の実施
	耐震化	【交通安全施設】年1回の定期点検による確実な把握
分野	全般	【下水道】ガイドラインに基づく定量的な指標による状況把握
分野	概要	「地震防災プログラム」に基づく計画的な耐震対策等の実施

②施設総量の適正化

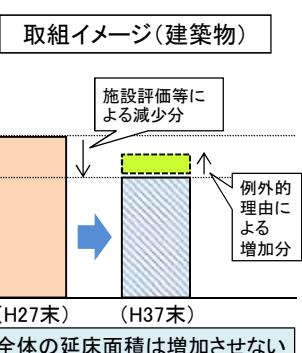
■方針

今後の社会経済情勢の変化や人口減少等に伴う利用ニーズの変化等を踏まえながら、維持管理費や更新費をできる限り抑制するため、それぞれの施設特性に応じた適正な施設総量となるよう、以下の考え方により継続的に取組を推進する。

分野・施設類型ごとの主な取組内容

分野	概要
建築物	本方針の期間終了時点(H37年度)の県全体の施設総量(延床面積)がH27年度末より増加しないことを基本とする。
	<手段①> 施設評価(施設の棚卸し)結果の着実な実施
	<手段②> 施設の整備(更新・新增設)時の取組方針 <ul style="list-style-type: none"> 施設の新增設は、原則として行わない 施設の更新時には、延床面積縮小を基本とする 行政需要の変化等に対応するため、施設の新增設や更新時の規模拡大を図る場合にあっても、本方針の期間中の削減見込量の範囲内で整備

取組イメージ(建築物)



分野

分野	概要
インフラ	ストック効果、整備費用、維持管理経費のバランスを十分考慮し、真に必要な投資へ重点化、社会の要請を踏まえた施設規模の適正化
	【県営住宅】長寿命化計画等に基づく集約建替等管理戸数の適正化
	【農業水利施設】情報を関係者で共有し、経済的かつ効率的な施設規模・能力を決定
公営企業	【交通安全】必要性の低下した施設の廃止、移設を検討し、総量を適正化
	将来にわたる収支バランスなどの経営的視点、客観的指標による優先度・必要性を考慮した適切な投資を実施、施設配置の最適化等の検討
分野	【水道】将来の水需要予測を踏まえ、ダウンサイジングも視野に入れた施設規模の最適化を検討

③施設の長寿命化、計画的な更新・改修

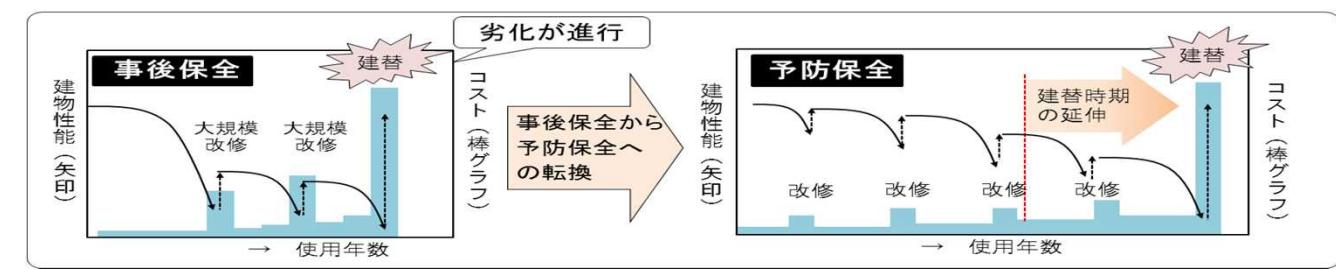
■方針

- 従来の「事後保全型維持管理(修繕)」から、不具合等の状態が深刻化する前に予防的・計画的に対策を講じる「予防保全型維持管理(修繕)」への転換を図り、施設を長寿命化
- 老朽化が著しい施設等は、緊急性・必要性、投資効果、LCC(ライフ・サイクル・コスト)等を十分見極め、地方債や公共建築物等長寿命化等推進基金も有効に活用しながら、選択と集中による計画的な更新・改修を実施

分野・施設類型ごとの主な取組内容

項目	分野	概要
長寿命化	建築物	原則、建築後35年以内かつ500m ² 以上の建物(長寿命化対象施設)において、「長期保全計画」を策定(H27~H29年度)し、長寿命化対策(予防保全)を計画的に実施
	インフラ 公営企業	長寿命化計画策定済みの施設は、予防保全の実施を基本に、施設ごとに長寿命化対策を推進 計画未策定の施設は、今後作成する長寿命化計画等に基づき同様の対策を実施 【交通安全施設】信号柱(鋼管柱)建柱の際の防食塗装の実施 【下水道】ガイドラインに基づく長寿命化計画に従い、計画的かつ効率的な改築更新を実施
更新・改修	建築物	長寿命化対策を講じない施設(比較的古い施設)等は、「更新・改修方針」を策定し、選択と集中のもとで、緊急性が高いものから優先的に事業化
	インフラ 公営企業	施設の特性、ストック効果、緊急性等を踏まえて事業を重点化。また、LCCの抑制や実施時期の調整により、財政負担を縮減・平準化

(長寿命化のイメージ)



④維持管理の最適化、施設の有効活用

■方針

- 経営的視点を取り入れ、利用者目線に立ったサービス向上や一層効果的・効率的な維持管理を推進(→維持管理の最適化)
その際、低廉かつ良好なサービス提供、民間の事業機会の創出による経済活性化等の観点から、民間活力の活用を積極的に推進
- 公共施設本来の役割に加え、様々な観点から施設を有効に活用することで、その価値を向上(→施設の有効活用)

■共通の取組内容

(維持管理の最適化)

- 主な施設ごとの定量的な管理目標の設定・評価、類似施設間のコスト比較、新技術の積極的活用、民間のノウハウや資金、人材の更なる導入等を実施
- 施設に関する情報発信を図りつつ、利用者や地域住民などの多様な主体が施設の運営や事業に関わる仕組みを検討
- (施設の有効活用)
 - 環境、エネルギー、福祉、産業等に関する先駆的・先進的取組のモデルや社会実験の場として、引き続き施設を有効に活用
 - 投資と活用を一体的に考え、ネーミングライツや広告事業、余剰スペースの貸付けなど施設を活用した歳入確保策も積極的に推進
 - 利用ニーズが低下した施設のうち、利活用の可能性があるものは、多様な主体との協働・連携のもとで、具体的な方策を検討・有効活用。今後、利活用の可能性がない資産については、所在市町の利活用の意向を踏まえた上で、売却等により歳入確保を推進。
 - 歴史的価値のある施設については、保存や次世代への継承の観点から有効活用を検討

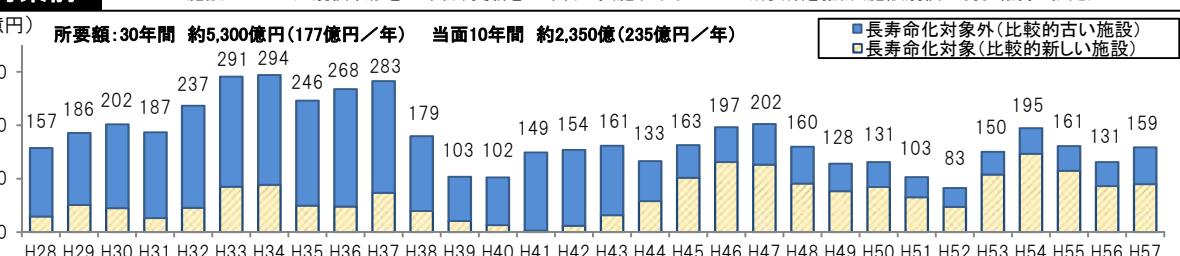
分野・施設ごとの主な取組内容

項目	分野	概要
維持管理の最適化	建築物	施設の整備(更新、新增設)計画立案時には特に、個別の施設ごとにLCCを把握した上で、その低減に向けて歳入確保・歳出削減、民間活力の活用等によりサービス向上などを積極的に推進 <手段①> 更新(新增設)する全ての施設について、LCCの把握・低減策の検討を行う。また、整備費が一定規模以上の施設については、原則、PFI方式等の導入可能性を検討。制度的な支障がなく、一定以上の効果が見込まれる場合は、積極的に導入(ただし、H27年度末時点において実施方針決定済の事業については対象外) <手段②> 更新(新增設)による施設の付加価値向上や機能の見直しに併せて、歳入確保策や歳出削減策の具体的な内容を定めた取組方針を施設ごとに策定 指定管理者制度の効果的な活用、モニタリングの強化

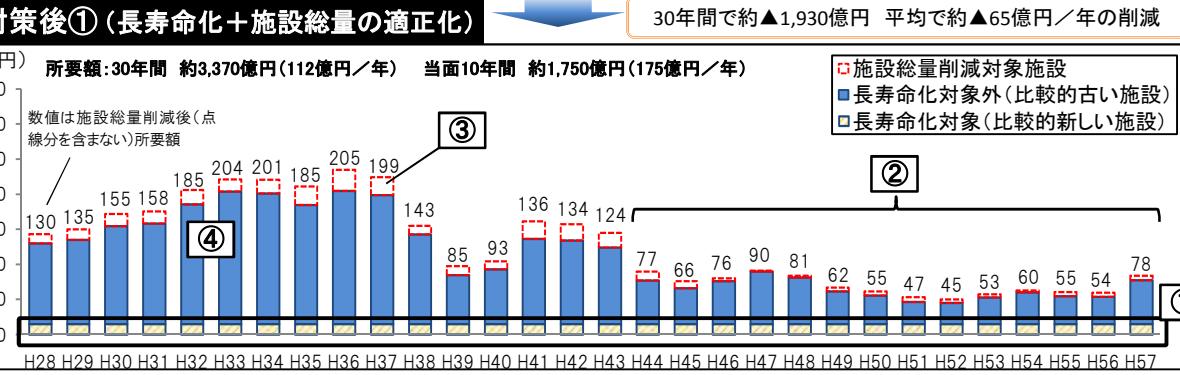
今後30年間の将来負担額の推計

*国体等の個別事業の影響は除く。

対策前



対策後①(長寿命化+施設総量の適正化)

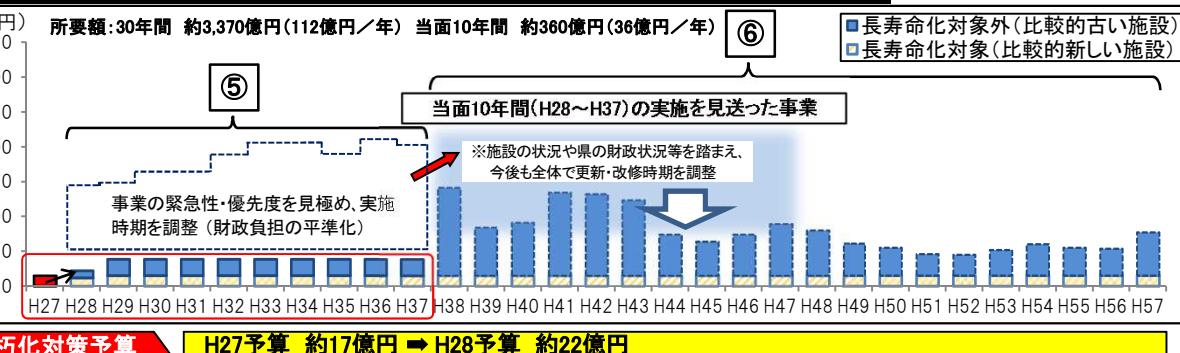


効果等

■長寿命化対象施設 (対策前) 約1,990億円 → (対策後) 約450億円 ▲1,540億円の削減効果
(グラフ①) 事後保全(大規模改修)から予防保全(毎年度15億円程度を想定)に転換することによる負担の平準化

■長寿命化対象外施設 (対策前) 約3,310億円 → (対策後) 約2,920億円 ▲390億円の削減効果
(グラフ③) 施設評価による見直し(廃止・縮小等)により、将来の大規模改修・更新経費(約390億円)が不要
(グラフ④) 更新・改修時期の調整など財政負担のさらなる縮減・平準化に向けた対策が不可欠

対策後②(対策後①から、長寿命化対象外施設の更新・改修時期を調整)



老朽化対策予算

(小規模な改修等除く) H27予算 約17億円 → H28予算 約22億円

*当面10年間は、予防保全と更新・改修事業で最大360億円程度を想定(H29以降は均等で仮計上)

■長寿命化対象外施設 個別施設ごとの老朽化等の状況をきめ細かく見極め、財政負担を平準化
(グラフ⑤) 「更新・改修方針(H28~H37)」に基づき、緊急性や優先度が高い事業を絞り込み(実施時期の調整)
(グラフ⑥) H38以降も、各施設の状況を踏まえ、更新・改修時期をきめ細かく調整し、財政負担の平準化に努める。

(3) 全庁的な取組体制の構築および情報管理・共有方策

(全庁的な取組体制の構築)

- 部局横断的な庁内組織である「公共施設等マネジメント推進会議」等を活用して、取組の推進や調整を図るとともに、情報の集約化・有効活用、情報発信・オープンデータ化等を推進
- 分野ごとによりきめ細かな検討・調整を行ふため、建築物分野とインフラ・公営企業施設分野のそれぞれで検討体制を整えるなど、更なる取組体制の強化等についても検討
- 全庁的なスキルの向上やノウハウの共有・蓄積

(情報管理・共有方策)

- 「施設管理情報」と「施設運営情報」の各施設所管課における適切な管理、類似施設間の比較分析等による維持管理コストの低減、予算の重点化、無駄な利用や重複施設の排除等
- 固定資産台帳との関係も整理しながら、施設情報の集約化・共有化に向けた検討を実施
- ホームページ等による情報発信やオープンデータ化等によるきめ細かな情報提供、出前講座等での丁寧な説明
- 施設の有効活用等の観点からの市町・国の機関との情報共有、有機的連携

(4) フォローアップの実施方針

- 本方針で定めた内容を毎年度フォローアップし、進捗状況や取組効果を把握、公表
- 公共施設等を取り巻く環境(利用者の動向、施設の状況、県の財政状況、国の方針等)や施設整備・管理手法の変化等にも柔軟に対応できるよう、適宜見直しを実施
- 施設ごとの個別施設計画の策定が終了した段階(H32年度までを予定)で、本方針を改定

3. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型	老朽化の状況(築年数) ※面積ベースの比率				(参考) 想定耐用年数	施設の現状、課題、これまでの取組(抜粋)	基本方針(抜粋)
① 庁舎等	30年未満 58.3%	30～39年 19.0%	40～49年 16.8%	50年以上 5.9%	50年	・公の施設は、H17以降、計画的に見直しを実施 ・H25から、建築物全般でファシリティマネジメントを推進	・①施設総量の適正化、②施設の長寿命化、③施設の計画的な更新の3つを柱とした取組を総合的に推進し、将来のトータルコストを縮減・平準化
	30年未満 26.2%	30～39年 36.3%	40～49年 24.4%	50年以上 13.1%		・築30年以上経過した施設が7割超(面積ベース) ・校舎等の老朽化対策(改修工事等) ・長期的には高校の生徒数は減少の見込み	・①施設総量の適正化、②施設の長寿命化、③施設の計画的な更新の3つを柱とした取組を総合的に推進し、将来のトータルコストを縮減・平準化
③ 警察	30年未満 60.8%	30～39年 13.9%	40～49年 23.0%	50年以上 2.3%	50年	・築40年以上経過した警察署が12署中6署(H27未見込) ・旧耐震基準で建築された警察署、交番等への対応 ・施設の老朽や女性警察官の設備面等への対応	・①施設総量の適正化、②施設の長寿命化、③施設の計画的な更新の3つを柱とした取組を総合的に推進し、将来のトータルコストを縮減・平準化
	30年未満 29.4%	30～39年 19.6%	40～49年 20.6%	50年以上 30.4%		・今後、橋梁等の高齢化が急速に進行 ・道路の管理瑕疵事故の発生、県民からの苦情・要望	・15m以上の橋梁は、「長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全を実施し、経費を平準化。15m未満の橋梁はH27～28に同計画を策定 ・点検年次計画を策定し、継続的に点検、診断を実施
⑤ 河川	30年未満 95.2%	30～39年 4.8%	40～49年 -	50年以上 -	40年	・6割近くが建設後20年以上経過し、維持管理経費の増大が予想 ・H27～H28に長寿命化計画を策定	・定期的な点検による施設の現状把握と機能維持 ・早期に中長期的な経費見込みを算出し、施設総量の見直しや計画的更新等により財政負担を平準化
	30年未満 48.4%	30～39年 42.6%	40～49年 7.7%	50年以上 1.3%		・H23～H24に重要度の高い施設(防波堤、桟橋等)について維持管理計画を策定。また、H27に護岸施設、H28にその他施設の維持管理計画を策定予定	・「港湾維持管理計画」を策定し、①施設の点検、②施設の補修、③施設の計画的な更新により、現在保有する施設の有効活用を基本に、将来の更新や維持管理に係る経費を平準化
⑦ 治水ダム	30年未満 33.0%	30～39年 17.0%	40～49年 33.0%	50年以上 17.0%	半永久 (ダム本体)	・ダム機能を維持するための設備のうち、耐用年数超過など健全度が低いものへの対応 ・H25から3ヵ年計画でダム長寿命化計画を策定中	・ダムごとに策定する「長寿命化計画」および6ダムを取りまとめた「滋賀県治水ダム長寿命化計画」に基づく対策を講じ、更新改良、維持補修に係る経費を縮小化・平準化
	30年未満 40.0%	30～39年 23.5%	40～49年 21.8%	50年以上 14.7%		・県内の砂防関係施設は約5,000箇所と膨大 ・今後建設後50年以上となる施設が急増する見込み ・H25～26に老朽化状況把握のための緊急点検を実施	・LCCの縮減、更新時期の平準化、予算やニーズに応じた選択と集中など中長期的な維持管理のため、「長寿命化計画」を策定し、施設の点検、修繕、改築、更新を計画的、重点的に実施
⑨ 公園	30年未満 73.6%	30～39年 23.3%	40～49年 0.2%	50年以上 2.9%	50年 (コンクリート製)	・6公園中4公園で開設20年を経過 ・H25に「公園施設長寿命化計画」を策定、H26から計画に基づく修繕工事に着手	・公園利用者の安全性の確保およびLCC縮減の観点から、公園施設の適切な修繕や改築を計画的に実施し、指定管理者との情報共有、「長寿命化計画」の進行管理を実施
	30年未満 46.4%	30～39年 18.9%	40～49年 28.4%	50年以上 6.3%		・現在14団地(1,351戸)で建替事業を完了(全体の45%) ・H23策定の「公営住宅等長寿命化計画」により、老朽化した県営住宅の計画的な建替を実施	・H27に「滋賀県公営住宅等長寿命化計画」の見直しを行い、県営住宅の管理戸数の適正化を実施
⑪ 農業水利施設等	30年未満 29.4%	30～39年 28.7%	40～49年 12.5%	50年以上 29.4%	40年 (基幹水路)	・H21.3に基本的な方針となる「農業水利施設アセットマネジメント全体計画」を策定。また、H26.3に推進協議会で「農業水利施設アセットマネジメント中長期計画」が策定	・施設の機能診断結果等に基づく適時的確な対策の実施、中長期計画に基づく着実な事業実施 ・今後とも、更新時には、将来の受益農地の面積や営農方法等を想定したうえで、情報を関係者で共有しながら、経済的かつ効率的な形で施設規模・能力を決定しつつ長寿命化を図る。
	30年未満 36.0%	30～39年 18.6%	40～49年 16.3%	50年以上 29.1%		・山地保全、復旧の目的達成により、維持管理が必要ない治山施設が多数存在する一方、防災・減災機能を兼ねた治山施設については、適切な維持管理が必要	・治山施設の長寿命化計画策定にあたり、人家近く等の優先度の高い箇所から点検を行い、より長期的に施設の効果が発揮できるよう、修繕等の対策を実施 ・林道施設は、定期的な点検等を行い長期的な視点で管理
⑬ 交通安全	30年未満 74.0%	30～39年 17.7%	40～49年 7.7%	50年以上 0.6%	42年 (コンクリート柱)	・耐用年数経過施設や経年劣化施設への対応 ・定期的な点検による老朽化の実態の確実な把握	・総量の適正化を図るため、新設は真に必要な箇所を精査し選定。必要性の低下した施設については、廃止(撤去)や必要箇所への移設を検討
	30年未満 自然公園、水質自動測定局	30～39年 -	40～49年 -	50年以上 -		・用途廃止となった施設について、安全確保のため除却を進める必要があり、除却債等の適用を検討	・施設の設置状況等を踏まえた適時的確な対策の実施、将来の更新や維持管理経費 ・不要となった施設は、他用途への転用や適切な処分、計画的な除却等を実施
⑮ 公営競技	30年未満 88.3%	30～39年 0.6%	40～49年 11.1%	50年以上 -	50年	・H11に競技運営本部、H13に新スタンドの整備完了 ・旧第3スタンド・旧管理棟は老朽化により一部を除き立ち入り禁止	・新スタンド等では長寿命化の取組を実施。旧第3スタンド・旧管理棟は、来場者の利便性向上を第一に、施設全体の利用計画の中で、費用対効果等を考慮しながら活用策を慎重に検討 ・競艇事業に係る施設の管理・改修は、今後も事業収益の中で対応
	30年未満 43.4%	30～39年 56.6%	40～49年 -	50年以上 -		・S57に供用開始し、H26末の下水道普及率は88.3% ・更新時期を迎えており、膨大な機械設備・電気設備等の対応が課題。H21に「ストックマネジメントガイドライン」を策定	・ストックマネジメントガイドラインに基づく「長寿命化計画」の策定、計画的かつ効率的な改築更新 ・汚水処理構造に基づく定量的な指標による適切な施設整備
⑯ 流域下水道	30年未満 29.6%	30～39年 48.1%	40～49年 22.3%	50年以上 -	40年 (管路)	・管路は、老朽化の進行に加え、耐震化率が低く、水道管路31.3%、工水管路9.6%という状況 ・受水市町や企業からは料金値上げに対し厳しい意見	・「企業庁アセットマネジメント計画」として、①将来を見据えたより効率的・効果的な施設整備計画、②実用的かつ持続可能な維持管理計画、③施設整備計画や維持管理計画と連携した財政収支計画を策定し、安全で良質な水の安定供給のため、より健全で効率的な事業運営に取り組む。
	30年未満 68.6%	30～39年 15.5%	40～49年 15.9%	50年以上 -		・成人病センターについては、新病棟を整備中 ・小児保健医療センターについては、機能再構築に向けた基本構想を策定中	・患者の満足向上、安定的・持続的で良質な医療の提供に資する施設・設備の整備 ・施設・設備整備費の抑制に十分配慮した中期計画(新公立病院改革プラン)の策定・実行

*想定耐用年数は、減価償却資産の耐用年数(財務省令)等をもとに目安として示しているものであり、この年数を超えると使用に耐えられないというものではない。また、施設種別によって耐用年数が異なる場合は、主なものについて表記している。